



島根県報

平成26年5月9日（金）

第2,595号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	（ " ）	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	3

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の公表	（総務課）	3
島根県自動車管理業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	4
平成26年度登録販売者試験の実施	（薬事衛生課）	9
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	10

【特定調達公告】

ロータリー除雪車の調達に係る一般競争入札の実施	（道路維持課）	10
路面清掃車ブラシ式の調達に係る一般競争入札の実施	（ " ）	12
島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務に係る随意契約の相手方等	（会計課）	15

告 示

島根県告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
茅島建設有限会社	就労継続支援B型	レッツビギン	江津市嘉久志町2426-110	平成25年10月1日
合同会社益田自立支援センター	就労継続支援A型	フルール益田	益田市高津町口485-18	平成25年10月1日
医療法人正光会	就労継続支援B型	こころクラブ 海陽堂	益田市高津町イ2354-5	平成25年11月1日
社会福祉法人よこた福祉会	短期入所	社会福祉法人よこた福祉会短期入所生活介護事業所	仁多郡奥出雲町稲原57-1	平成25年12月1日
株式会社 Home Terrace	重度訪問介護	ヘルパーステーション 彩りテラス～東朝日町～	松江市東朝日町278-10	平成25年12月1日
社会医療法人昌林会	短期入所	コミュニティハウスにしき	安来市飯島町字川尻1514	平成26年 1 月 1 日
有限会社ライブアシスト	居宅介護 重度訪問介護	ライブアシスト松江訪問介護事業所	松江市東出雲町錦新町六丁目4-1	平成26年 1 月 1 日
益田市訪問看護・介護ステーション株式会社 さくらんぼ	居宅介護 重度訪問介護	益田ヘルパーステーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成26年 2 月 1 日
有限会社幸久の家	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	幸久の家ヘルパーステーション	大田市久利町久利706	平成26年 2 月 1 日
有限会社アダチ	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション しんじ	松江市宍道町佐々布2145-172	平成26年 3 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	同行援護	厚生センターあいあい	松江市上乃木七丁目1-28	平成26年 3 月 1 日

島根県告示第311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人よこた福祉会	短期入所	障害者支援施設コスモ	仁多郡奥出雲町稲原57番	平成25年11月30日

社会		ス	地6	
社会医療法人昌林会	就労移行支援	ふれあい工房ふれんど	安来市飯島町字川尻1514	平成25年12月31日

島根県告示第312号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成26年5月9日から施行する。

平成26年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表浜田市の項中「（第313号）の次に「第318号」を加え、表出雲市の項中「第318号」を「第118号及び第318号」に、「第312号」を「第214号及び第312号」に改める。

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、平成25年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

平成26年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保存状況

（単位：冊）

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	2,265			2,265
25年部目簿冊	3,344			3,344
平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書		7,000		7,000
合 計	5,609	7,000		12,609

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

（単位：件、冊、人）

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4			1	20	4	43	8	79
5	3	20	4	15	4	9	17	63
6	2	10	3	72			6	87
7			2	11	1	3	2	76
8	1	181	4	20	5	12	7	93
9			7	127	4	6	6	35
10	1	44	2	22	4	19	17	30
11	3	7	2	4	3	12	24	39
12	1	2	1	1	3	5	37	14

1	1	5			2	6	22	19
2	3	49	4	46	1	2	22	27
3	3	13			2	5	27	27
合 計	18	331	30	338	33	122	195	589

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
326	5		331

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
認定NPO法人自然再生センター	学術研究のための貸出 12月5日 明治27年 大橋川測量図、明治27年 斐伊川治水調査全図
島根県総務部総務課	竹島資料室特別展示「絵図・地図にみる竹島」 1月22日から3月31日まで 竹島貸下海驢漁業書類、「秘」竹島

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県自動車管理業務

(2) 仕様

別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約日から平成29年9月30日まで

イ 管理業務期間

平成26年10月1日から平成29年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

484,376,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関

与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までに、同様の自動車管理業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ワ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書、提案書作成要領及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

平成26年5月9日（金）から同年6月9日（月）まで（閉庁日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

(3) 質問提出期限

平成26年5月23日（金）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成26年5月27日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年6月9日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成26年6月13日（金）付けで、郵送にて通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 10部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年6月18日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、平成26年6月中旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

平成26年6月下旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

【郵送の場合】

郵便番号690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

ファックス 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

【持参の場合】

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

ファックス 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Shimane Prefectural Government Vehicle Management Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 5:00PM, 18 June, 2014

- (3) For further details contact : Goods Procurement Group, General Affairs Administration Center, 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5336

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成26年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

平成26年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成26年8月20日（水）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に請求すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、205円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。

5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。） 1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1通
- (3) 受験資格を有することを証する書類 1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙を試験願書に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替又は定額小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書の受付期間

平成26年5月26日（月）から同年6月6日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月6日付けの消印のあるものまでを有効とする。

8 試験願書等の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

9 合格者の発表

平成26年10月7日（火）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字川尻1747番

面積 3,333.72平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町763番地3

グリーン産業株式会社

代表取締役 平井 司

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 5 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ロータリー除雪車（2.2m級） 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月31日（水）

(4) 納入場所

島根県浜田県土整備事務所長が指定する場所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与さ

せている者でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成26年6月13日（金）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

平成26年6月19日（木）午前9時から同月20日（金）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成26年6月20日（金）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年6月23日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年6月13日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から平成26年6月13日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

- ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ
- イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成26年6月20日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snowplow in the 2.2m class : 1

(2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m. , June19, 2014 ~ 4 : 00p.m. , June20, 2014

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, JAPAN
690-8501 (Phone : 0852-22-6046)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

路面清掃車 ブラシ式（8 t級） 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年12月31日（水）

(4) 納入場所

島根県隠岐支庁県土整備局長が指定する場所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税又は自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成26年6月13日（金）午後4時まで、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成26年6月19日（木）午前9時から同月20日（金）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成26年 6 月20日（金）午後 4 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年 6 月23日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年 6 月13日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成26年 6 月13日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成26年 6 月20日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町 8 番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Brush type Road sweeper in the 8 t class : 1
- (2) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m., June19, 2014 ~ 4 : 00p.m., June20, 2014
- (3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, JAPAN
690-8501 (Phone : 0852-22-6046)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年5月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

しまね財務会計システム共同企業体 代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 山下彰

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

489,337,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。